

1 . 沿 革

昭和39年10月	公害課の1係として、旧衛生研究所建物（横浜市南区中村町）に検査測定係を設置
昭和43年 4月	検査測定係を母体として公害センターを新設し、企画普及課、大気課、水質課、騒音課の4課20名で発足
昭和45年 7月	従来行政機関であったものを研究機関に改め、企画普及課、大気科、水質科、騒音科とし、同月に特定有害物質、重金属を担当する特殊物質科を新設
昭和45年10月	川崎支所を県工業試験所川崎支所内に、湘南支所を寒川町の県企業庁水源事務所内に、それぞれ設置
昭和47年 1月	本所、各支所の新庁舎建設に着手していたが、湘南支所の庁舎が平塚市豊原町に完成
昭和47年 3月	本所の移転拡充が衛生研究所の拡充と同時に進められ、新庁舎横浜市旭区二俣川に完成し、同年5月から業務開始。なお、同年4月、大気部、水質部の部制をしき、企画普及課を管理課、騒音科を騒音振動科と改称
昭和47年 4月	川崎支所を京浜支所と改称
昭和47年11月	京浜支所庁舎が同敷地内に完成
昭和48年 7月	研究業務の企画調整、普及指導業務の強化を図るため企画指導室を新設 京浜支所に大気科を、湘南支所に大気科と水質科をそれぞれ設置
昭和49年 8月	京浜支所及び湘南支所に管理課を設置
昭和56年 6月	京浜支所を特殊環境部（川崎駐在）、同所の大気科を特殊環境科とし、管理課を本所管理課に統合
平成 3年 4月	公害センターを、環境科学センターとして改組し現在地で発足 従来の川崎駐在事務所、湘南支所、大気汚染監視センター（本庁）及び廃棄物研究部門（衛生研究所）を統合拡充するとともに、県民の環境学習のための施設等を整備
平成 3年 7月	落成式 環境学習施設、環境情報監視システム本格稼働
平成13年 3月	環境科学センターの地下1階に、ダイオキシン分析施設を整備

2 . 運営概要

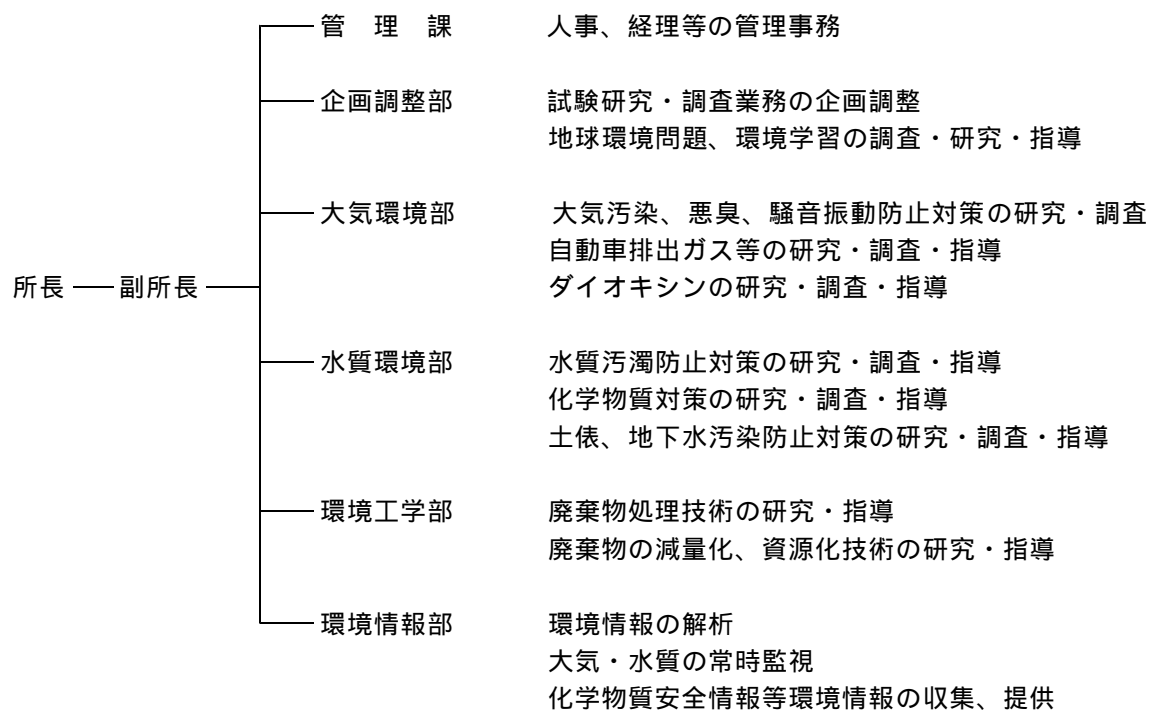
2 . 1 所 在 地

〒254-0014 平塚市四之宮1丁目3番39号
電 話 0463(24)3311
F A X 0463(24)3300

2 . 2 敷地及び建物

敷 地	敷地面積	4,218.00 m ² (H7.2.10 995.12 m ² 増)
建 物	延床面積	7,098.10 m ²
本館棟	鉄骨鉄筋コンクリート造	地下1階、地上4階 7,048.80 m ²
附属棟	鉄筋コンクリート造	地上1階 49.30 m ²

2.3 組織及び業務内容(平成13年4月1日現在)



2.4 職員配置数

(平成13年4月1日現在)

所 属 種 類	所 長	副 所 長	管 理 課	企 画 調 整 部	大 気 環 境 部	水 質 環 境 部	環 境 工 学 部	環 境 情 報 部	合 計
事 務		1	6	4				4	15
技 術 (研究職)	1 (1)			3 (3)	16 (16)	14 (13)	7 (7)	6 (4)	47 (44)
運 転			2						2
合 計	1	1	8	7 (3)	16 (16)	14 (13)	7 (7)	10 (4)	64 (44)

水質環境部14名中には、市町村からの交流職員(技師)1名を含む。

2.5 予算執行状況

2.5.1 平成12年度歳入歳出決算額

環境科学センターの歳入決算額は430,076円、歳出決算額は892,077,201円である。

歳入は、庁舎の使用料及び公衆電話取扱手数料であり、歳出の科目別決算状況は次のとおりである。

平成12年度歳出決算額総括表

単位：円

款	項	目	
総務費			26,526,963
	総務管理費	一般管理費	18,288,617
	企画費	科学技術推進費	8,238,346
土木費	道路橋りょう費	道路維持費	400,000
県民費	県民費	消費者保護対策費	110,000
環境費			865,040,238
	環境管理費		569,595,403
		環境総務費	338,500
		環境科学センター費	569,256,903
		維持運営費	121,234,477
		研究調査費	7,332,950
		機器整備費	8,763,696
		環境情報推進費	431,925,780
	環境保全対策費		295,444,835
		大気水質保全費	289,984,335
		廃棄物対策費	5,460,500
	計		892,077,201

2.5.2 年度別歳出決算額（過去10年間）

単位：円

年 度	決 算 額	年 度	決 算 額
平成3年度	1,130,181,724	平成8年度	919,781,807
平成4年度	1,075,180,103	平成9年度	935,469,669
平成5年度	1,031,575,379	平成10年度	845,527,778
平成6年度	976,021,727	平成11年度	750,260,868
平成7年度	966,345,375	平成12年度	892,077,201

2.6 環境安全管理協議会

神奈川県では平成2年7月に「先端技術産業立地環境対策暫定指針」を策定し、化学物質による環境汚染防止対策の充実を図っている。

平成3年度、当所が現在地に立地するに際し、「業務に伴って生じる公害及び災害事故を未然に防止し、地域住民の安全と健康を守り、生活環境を保全する」ことを目的に平塚市長、地元5自治会長、神奈川県知事との間で暫定指針に基づき「環境安全協定」を締結した。また、この協定に基づき、関係当事者に学識経験者をメンバーに加えて「神奈川県環境科学センター環境安全管理協議会」を設置した。環境安全管理協議会では、当所で使用する化学物質、微生物、放射性物質の安全管理並びに大気汚染防止対策、水質汚濁防止対策、廃棄物対策、災害事故防止及び自己監視に関する事項、環境安全組織の整備等の「環境安全計画」について協議してきた。

平成12年度は、5月30日（火）に協議会を開催し、協議結果を書面にしたうえ平塚市長へ提出した。

2.7 ダイオキシン分析施設の設置

2.7.1 経緯

平成12年1月に施行された「ダイオキシン類対策特別措置法」では県の役割のひとつとして特定施設への立入検査を行い、排出基準地を超えている事業所に対しては直罰を課すことが定められた。そこで神奈川県では、ダイオキシン類分析を県自身が責任を持って行うため、当所に分析施設を設置することになった。また緊急汚染事故の発生時には汚染状況を迅速に把握する分析体制も整備した。

- ・設置場所：環境科学センター - 地下1階
- ・総面積：114.7 m²

2.7.2 施設の概要

分析施設は前室、高濃度試料前処理室、低濃度試料前処理室、GC/MS室及び廃棄物保管庫により構成されている。

ダイオキシン類の分析は超微量分析のため、外部からのコンタミ（汚染）を防ぐ目的で、室内への給気は空調機械室に設置されている空気浄化装置（プレフィルタ -、活性炭フィルタ -、中性能フィルタ - 等）で汚染物質を除去した後、各室天井に設置してある高性能フィルタ（HEPAフィルタ）を通して行われる。

平面レイアウトを次ページの図に示した。各室の機能は次のとおりである。

(1) 前室（面積：8 m²、室内気圧：常圧）

他の4つの部屋の室内気圧や温度・湿度を一定に保つための制御と監視を行うコントロールパネルが設置されている。また、ここで分析室専用の衣服と履き物に替える。

(2) 高濃度試料前処理室

（面積：38.4 m²、室内気圧：-30 Pa）

発生源試料（排ガス、排水、飛灰、燃えがら）等の高濃度のダイオキシン類を含む試料について、抽出、濃縮、妨害物質除去等の前処理を行い、GC/MSで測定できるようにする。

一画には飛灰、燃え殻及び土壌等の固体試料について風乾、ふるい、水分量の測定等の操作を行う試料調製室がある。

主な備品

高速液体クロマトグラフィ -、標準物質保管庫。

卓上フ - ド型ドラフトチャンバ -、ウオ - クインドラフト、卓上型ドラフトチャンバ -、ソックスレ - 抽出装置、ロ - タリ - エバポレ - タ -、カラムクロマトグラフ装置、高速溶媒抽出装置、自動クリ - ンアップ装置、自動濃縮装置等

(3) 低濃度試料前処理室

（面積：36.3 m²、室内気圧：-20 Pa）

一般環境試料（大気、河川水）等の低濃度のダイオキシン類を含む試料について、抽出、濃縮、妨害物質除去等の前処理を行い、GC/MSで測定できるようにする。

一画には水質試料に含まれるダイオキシン類を固相に吸着させるための専用の場所を設けてある。

主な備品；

高濃度試料処理室とほぼ同じ装置（但し、高速液体クロマトグラフィ - と標準物質保管庫を除く）

(4) GC/MS室

（面積：31.4 m²、温度：24 ±1.5、湿度：45% ±10%、室内気圧：-30 Pa）

前処理を行った試料についてダイオキシン類を測定する。

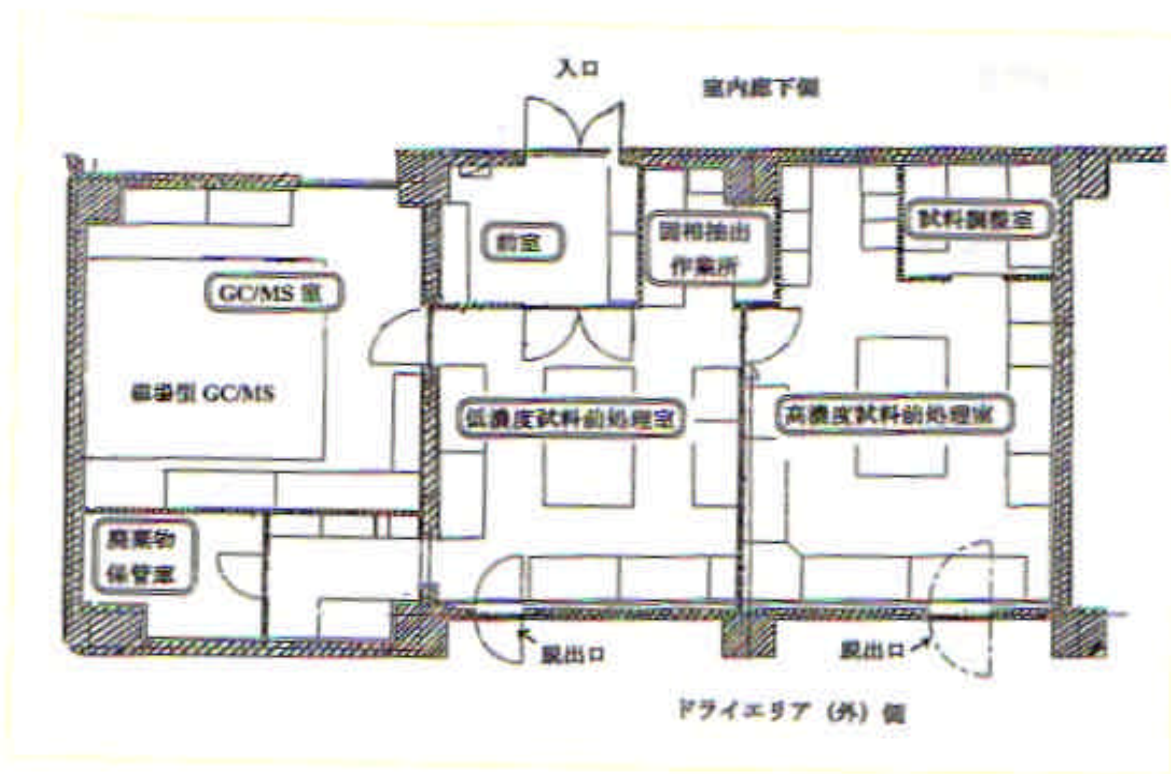
主な備品

磁場型GC/MS、四重極型GC/MS。

(5) 廃棄物保管庫

（面積：5.9 m²、室内気圧：-30 Pa）

ダイオキシン類を含む廃液等を保管する。



2.7.3 施設の安全対策

(1) 施設内空気の漏出対策

分析室の各室の壁や出入口を気密にするとともに室内の気圧を外部より低く保ち、室内の空気が外部に漏れ出ないようにしている。

(2) 排気ガス対策

分析室からの排気ガスは空調機械室に設置してある「排気処理装置」に送られ、比較的大きな粒子をプレフィルターで除いた後、ガス状物質を活性炭フィルターで吸着除去し、さらに微細な粉じんを高性能フィルター（HEPAフィルター）で除去した後に屋上の排気口より排気する。

(3) 排水対策

使用済の器具類は、有機溶剤で洗浄した後、水洗いをする。排水は流しに設置してある活性炭を通して既存の排水処理施設を経て下水道へ放流する。洗浄に用いた有機溶剤は蒸留して溶剤は回収し、濃縮したダイオキシン類廃液は廃棄物保管庫で保管する。

(4) 火災対策

熱源は溶剤への引火を防ぐため防爆型のマントルヒーターを使用し、標準物質保管庫も防爆型とした。万一の火災発生に備え、警報器と自動泡消火器が設置されている。

(5) 酸欠対策

酸素濃度が17%以下となったときには、警報器が作動する。

(6) 室内空気圧の異常対策

各室の圧力が設定圧に対して±20パスカル以上で10分間継続した場合は、警報器が作動する。

(7) シャワー及び脱出口の設置

緊急時に備えシャワーと脱出口を設置した。